

平成25年度

第12回大分県教育委員会 会議録

日 時 平成25年9月5日(木)
開会9時15分 閉会10時59分

場 所 教育委員室

平成 2 5 年度 第 1 2 回大分県教育委員会

【議 事】

1 議 案

- 第 1 号議案 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価
について
- 第 2 号議案 大分県立図書館協議会委員の任命について
- 第 3 号議案 大分県立歴史博物館協議会委員の任命について

2 報 告

- ①平成 2 6 年度大分県公立学校教員採用選考試験「中・高英語」
第 2 次試験の追加実施について
- ②平成 2 5 年度第 3 回定例県議会議案に対する教育委員会の意見につ
いて

3 協 議

- ①大分県教育功労者表彰について
- ②平成 2 6 年度特別支援学校高等部・専攻科入学定員等について
- ③平成 2 6 年度公立高等学校入学定員について

4 その他

【内 容】

1 出席者

| | | |
|-----|---------|---------|
| 委 員 | 委員長 | 岩 崎 哲 朗 |
| | 委員長職務代理 | 松 田 順 子 |
| | 委員 | 波多野 順 代 |
| | 委員 | 麻 生 益 直 |
| | 委員 | 林 浩 昭 |
| | 教育長 | 野 中 信 孝 |

欠席委員なし

| | | |
|-----|-------------|-----------|
| 事務局 | 教育次長 | 河 野 盛 次 |
| | 教育次長 | 宮 脇 和 仁 |
| | 教育次長 | 別 木 達 彦 |
| | 教育改革・企画課長 | 佐 野 壽 則 |
| | 教育人事課長 | 藤 本 哲 弘 |
| | 教育財務課長 | 竹 野 泰 弘 |
| | 福利課長 | 大 石 尚 志 |
| | 義務教育課長 | 後 藤 榮 一 |
| | 生徒指導推進室長 | 江 藤 義 義 |
| | 特別支援教育課長 | 後 藤 みゆき |
| | 高校教育課長 | 高 畑 一 郎 |
| | 社会教育課長 | 法 雲 淳 |
| | 人権・同和教育課長 | 小 池 昭 太 郎 |
| | 文化課長 | 佐 藤 英 一 |
| | 体育保健課長 | 蓑 田 智 通 |
| | 全国高校総体推進局次長 | 高 橋 基 典 |
| | 教育改革・企画課主幹 | 勝 尾 裕 美 |
| | 教育改革・企画課主査 | 釘 宮 隆 之 |

2 傍聴人

3 名

開会・点呼

(岩崎委員長)

それでは、委員の出席確認をいたします。
ただいまから、平成25年度第12回教育委員会会議を開きます。

署名委員指名

(岩崎委員長)

本日の会議録の署名委員でございますが、松田職務代理にお願いしたいと思います。

会期の決定

(岩崎委員長)

本日の教育委員会会議はお手元の次第のとおりであります。
会議の終了は10時50分を予定しています。
よろしく申し上げます。

議 事

(岩崎委員長)

はじめに、会議は原則として公開することとなっておりますが、会議を公開しないことについてお諮りします。

第2号議案及び第3号議案、協議の①については、人事に関する案件であります。

また、協議の②、③は、平成26年度の公立学校の入学定員を協議するものでありますが、各学校の現時点での志望状況など、一般に公開することが適当でないことも含め、率直に議論する必要があります。

こうしたことから、第2号議案及び第3号議案、協議の①から③は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項ただし書の規定により、これを公開しないことについて、委員の皆さんにお諮りいたします。

公開しないことに賛成の委員は挙手をお願いします。

(採 決)

それでは第2号議案及び第3号議案、協議の①から③については、非公開といたします。

本日の議事進行は、はじめに公開による議事を行い、その後非公開による議事を行います。

【議 案】

第1号議案 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について

(岩崎委員長)

それでは、第1号議案「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について」提案を求めます。

(野中教育長)

第1号議案教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について、ご説明いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、「教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない」とされております。

このたび、点検・評価を行い、報告書を作成しましたので提案するものです。

詳細については、担当課長に説明させます。

(佐野教育改革・企画課長)

前回の教育委員会会議の協議の際に、詳細に説明をさせていただきまして、教育委員の皆様方から意見等をいただきましたので、前回からの修正点についてのみ説明させていただきます。

7ページをお開きください。前回調査中としていた項目がございました。こちらについては、県の計画の中で調査中となっている指標については、前回の平成23年度の数字を入れ込むという扱いになっております。また、8ページから10ページに記載しております達成率についても、県の計画との整合性をとるために、一部修正を加えております。

11ページ、12ページをお開きください。前回この11ページ、12ページを中心にご議論をしていただきました。また、前回の教育委員会会議から本日に至るまで、いくつかご指摘をいただいております。ご指摘を受けまして修正した箇所には、アンダーラインを引いております。

まず、(2)の学力の向上のところであります。前回「検証・改善を図る」としておりましたが、その前にも「授業改善を図る」と記載しており、「図る」が続きますので「検証・改善を行う」と修正しております。

また、前回学力向上検証会議だけで学力向上に繋がるのかといったご指摘がございましたので、「学力向上検証会議等」としております。

続いて、11ページの一番下の(4)の読書活動の推進の関係でございます。「学校図書館への学校司書の配置を推進する。」としておりましたが、市町村教育委員会の取組を促すというスタンスでありますので、「学校図書館への学校司書の配置を促進する。」という文言に変えております。

次に、12ページの(5)の高校生の進学力・就職力の向上の関係でございます。下線部にありますように、書きぶりが分かりにくいといったことを踏まえて、趣旨の適正化を図った修正にしております。

戻って、(3)の体力の向上の関係でございます。こちらには、下線部を引いておりませんが、「また、体育専科教員や体力向上推進校の優れた取組の共有や教職員の意識向上を図るための研修を充実させる。」という文言があります。こちらについて、ここに記載している一方で、必ずしも個票の方に反映されておりましたので、個票にも反映したところでもあります。

(6)の一人一人の障がいに応じた指導の充実の部分であります。今回知的障がい特別支援学校高等部生徒の一般就労率は、141.2%と高い達成率をあげているにもかかわらず、この3の今後の主な課題と取組内容に取り上げているのは何故かという質問をいただいております。今回大変成果があがったわけではありますが、初めて成果をあげた状況でありますので、単年度で終わらせずに継続的に取り組んでいきたいということで、この主な課題と取組内容に取り上げております。

最後になりますが、フォローアップ委員会から様々な意見をいただいて、13ページ以降の政策評価調書に5.として、「フォローアップ委員会の意見等」として記載しております。こちらについて、どう扱っていくのかといった質問がございました。フォローアップ委員会の場においては、関係課長全員出席しております。その場で、フォローアップ委員の問題意識に対して、こういったふうに考えているといった回答もしておりますし、また、その意見も踏まえて、今後の施策も考えていきます。

修正点や指摘に関しては、以上であります。

ご審議の程よろしく申し上げます。

(岩崎委員長)

ただいま説明のありました議案について、審議を行います。質疑・意見等のある方はお願いします。

(波多野委員)

12ページの「(8) 教職員が教育活動に専念できるような支援の充実」の取組内容に「教職員全員がストレス診断を実施するよう、管理職に対するメンタル対策研修を強化する。」とありますが、この達成率も「知的障がい特別支援学校高等部生徒の一般就労率」と同じように132.1%と高い値になっています。しかし、詳細について進行管理表を見てみると、まだ、ストレス診断を受けていない教職員がいるという結果になっています。目標値が設定されていて、それに対する達成率が出されているわけですが、目標値そのものが、設定される際にやや甘かったのかなといったことが感じられましたので、今後目標値を設定する場合は、より厳しい視点で設定しないと、達成率は高いのに課題として上げなければならないことになってしまうことになるのではないのでしょうか。

(岩崎委員長)

進行管理表でいうと51ページになると思います。目標値の設定の仕方自体に問題があったのではないかということです。

(佐野教育改革・企画課長)

51ページの「1. 目標指標の達成度」をご覧ください。

「ストレス診断実施率」については、計画の完成年度である平成27年度の目標値を100%としており、それを目指していくための単年度の目標値を考えて設定しているわけですが、その設定の仕方がどうかということはあると思っています。指標には、年々段階をおって達成していく性質のものと、毎年100%をめざしていく性質のものがあると思いますので、来年度必要に応じて調整をしたいと思います。

(岩崎委員長)

ストレス診断実施率は、管理職と一般教職員の割合はどのような結果になっているのですか。

(大石福利課長)

管理職の実施率と一般教職員の実施率を分けたかたちでの分析はしておりません。

全教職員の実施結果として実施率を出しておりました、管理職のみ、一般教職員のみといった分析はまだ行っていません。

(岩崎委員長)

管理職がどの程度実施しているのか、一般教職員がどの程度実施しているのかなどについて、分析する必要があると思いますので、至急分析してみてください。

その他、何か質疑・意見等のある委員は、ございませんか。

(麻生委員)

フォローアップ委員会の意見等については、14ページの5の部分だけですか。意見等が、少ないのではないですか。

(佐野教育改革・企画課長)

大項目毎に、フォローアップ委員会の意見等を記載しておりますが、報告書に記載している内容と重なっている部分は整理して、特に、新しい意見等を精査して記載しています。基本的には、網羅していると思っています。

(岩崎委員長)

皆さん方の意見等が、反映されたかたちでの報告書になっていると思います。

それでは、ただ今、提案のありました第1号議案の承認について、お諮りいたします。第1号議案について、承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決)

第1号議案については、提案どおり承認します。

【報 告】

①平成26年度大分県公立学校教員採用選考試験「中・高英語」第2次試験の追加実施について

(岩崎委員長)

それでは、報告第1号「平成26年度大分県公立学校教員採用選考試

験 第2次試験の追加実施について」報告をしてください。

(藤本教育人事課長)

平成26年度教員採用選考試験につきましては、第1次試験を7月21日(日)に実施し、8月2日(金)に試験結果を発表するとともに、第2次試験につきましても、8月16日(金)から8月23日(金)にかけて実施したところです。

こうした中、8月28日(水)に「中学校英語・高等学校英語」の作問者から、正解に誤りがあるとの報告がありました。原因は、問題作成過程において、問題の修正を行った際に併せて変更すべき正解を修正していなかったというものです。

そこで、29日(木)に人事委員会に再度の採点・集計を依頼し、30日(金)に選考委員会を開催し、中学校英語1名、高等学校英語1名の計2名を追加合格者としました。

また、追加合格者に対しては、お詫びと説明を申し上げ、9月2日(月)に第2次試験を追加実施し、2名とも受験しましたので、報告します。

大分県教育委員会では、試験の公正・公平・透明性確保の観点から、これまで、外部の方々を含め、多くの関係する方々の努力により、試験制度の改革改善に取り組んできたところではありますが、今回このような誤りが生じたことは誠に遺憾に思います。

今回のことを関係する職員全てが肝に銘じ、問題作成過程を見直すのはもちろんのこと、これまでもまして、試験の公正・公平・透明性の確保に努めて参りたいと考えています。

(岩崎委員長)

ただいま説明のありました報告について、質疑・意見等のある方はお願いします。

(麻生委員)

問題の誤りは、今の説明ではイージーミスのようなものであるが、何名くらいで作問をしていたのですか。

(藤本教育人事課長)

全体では7名くらいです。

(麻生委員)

7名全員でチェックしたのですか。

(藤本教育人事課長)

7名で確認しましたが、見過ごしたということです。

(藤本教育人事課長)

印刷業者が印刷をするところでのやりとりなどの修正がありますが、問題が変われば正解も変わるはずであるが、そのような指示によるチェックが見過ごされたということです。

(岩崎委員長)

いずれにせよ、チェックミスであったということですね。

(林委員)

中学校の英語と高校の英語の問題は、同じというのは普通なのですか。

(藤本教育人事課長)

他県はわからないが、本県では同じであります。1次試験の教科の専門性をみるということではよいと思います。

(河野教育次長)

1次試験は、教科の基礎的な力を見るということでは、同じで構わないと考えます。2次試験はまったく違った問題であります。

(林委員)

他の教科も違うのですか。

(藤本教育人事課長)

国語、数学、英語は同じであります。理科や社会では高校は科目で分かれるので、違ってきます。

(松田職務代理)

今回、発覚が遅くなっています。そこが問題であったと思います。問題作成者も試験後すぐに確認すべきです。

(藤本教育人事課長)

試験の開始前に完全な状態にすべきであり、チェック体制、作成スケジュールを根本的に見直したいと思います。

(岩崎委員長)

作問過程ももちろんですが、終わった直後も再度チェックをすべきということですね。きちんと検証をお願いします。

②平成25年度第3回定例県議会議案に対する教育委員会の意見について

(岩崎委員長)

それでは、報告第2号「平成25年度第3回定例県議会議案に対する教育委員会の意見について」報告をしてください。

(野中教育長)

報告第2号についてご説明します。報告書の3ページをお開きください。

平成25年第3回定例県議会に上程された議案のうち、教育委員会関係分として、中ほどの議案名にある「大分県立学校の設置に関する条例の一部改正について」及び「平成24年度大分県一般会計歳入歳出決算の認定の関係部分」につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、知事から教育委員会の意見を求められました。

本来なら知事への回答にあたり、教育委員会で議決していただくところですが、日程の都合上、協議できませんでしたので、「大分県教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則」第3条第1項に基づき教育長が臨時代理として処分しました。

報告書2ページのとおり異議のない旨回答しましたので、同条第2項に基づき、本委員会に報告いたします。

各議案の内容等につきましては、担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願ひします。

(竹野教育財務課長)

それでは、2議案一括して説明いたします。

はじめに、「大分県立学校の設置に関する条例の一部改正について」説明いたします。

6ページをお開きください。

「1改正内容」ですが、次のページに、条例別表の新設校にかかる改正を新旧対照表で掲げております。

「2改正理由」ですが、「高校改革推進計画」に基づき、県立佐伯豊南高等学校及び県立佐伯鶴岡高等学校を発展的に統合して、新設校を設置するものです。

新設校の名称につきましては、広く全国公募を行ったうえで、7月30日の県教育委員会において「大分県立佐伯豊南高等学校」に決定したところですが。

また、位置につきましては、既設の佐伯鶴岡高等学校の場所となっています。

「3統合される既設高等学校の取扱い」については、新設校の設置に

に伴い、既設の県立佐伯豊南高等学校と県立佐伯鶴岡高等学校の両校とも26年度から募集停止とし、平成25年度以前に入学した生徒が卒業する平成27年度末をもって廃止することとしております。

「4 施行期日」ですが、新設校の設置については、平成26年4月の開校に向け生徒募集などの準備作業を行う必要があるため、平成25年10月1日としております。

資料の8ページをお開きください。

「平成24年度大分県一般会計歳入歳出決算の認定について」説明いたします。

「平成24年度大分県一般会計決算調書」の教育委員会関係分についてですが、表の一番上の予算現額の欄、1,171億3,073万6千円に対しまして、決算額はその右、1,164億3,662万3,452円となっております。

予算現額と決算額との差額のうち、平成25年度への繰越額が2億5,723万9千円、不用額が4億3,687万3,548円となっております。

平成23年度の決算額と比較しますと、3億3,037万2,153円の減額となっておりますが、これは主に、施設整備費において、県立高等学校の耐震補強工事が終了したことに伴う減と、教職員住宅管理費において、教職員住宅の建設償還金を繰上償還したことに伴う増によるものです。

以上でございます。

(岩崎委員長)

何か質問・ご意見等はありませんか。

(岩崎委員長)

施設整備費の減額理由を聞きたいのですが、減額と考えてよろしいのですか。

(竹野教育財務課長)

施設整備費の入札減につきましては、追加工事等発注してほぼ予算どおりの決算です。

11億の差額は23年度の決算額との比較の数字です。

(岩崎委員長)

この不用額の4億はどういうものですか。

(竹野教育財務課長)

主なものは小中学校の教職員の人件費、旅費等です。ある程度余裕を

見込んで3月に補正をいたします。最終的に決算でこのような余裕が出たということが表れてきています。

(麻生委員)

直接関係はないのですが教職員住宅というのが出たので。教職員住宅の稼働率・使用率はどうなってますか。

(大石福利課長)

今、資料は持っていません。棟によって古いものは稼働率が低く、新しい棟はほぼ100%入っている教職員住宅がありますが、平均して62.6%だと思います。

(河野教育次長)

学校共済と知事部局の職員の地共済と警察共済の3つで相互利用して利用率を高めていく取り組みを始めています。

(麻生委員)

我々が広域人事を促進している中で、よく長距離通勤というのを聞きますので、民間よりもこういう施設が優遇されてますから、それを活用する何らかの手だてが必要ではないかと思います。警察や県というのではなくてまずは、ぜひ活用を考えていただきたい。学校の先生は地域に密着してこそ初めて教員という風に私は考えておりますので、一度検討していただきたいなと思います。

(河野教育次長)

相互利用して、2, 3年たちますが、稼働率は上がっていると思います。そして古いものは壊していき、整理していっています。

(岩崎委員長)

よろしいですか。

一度、正しい数字を出してください。

それでは、先に非公開と決定しました議事を行います。その前に、公開でその他、何かございませんか。

それでは、非公開の協議を行いますので、関係課室長のみ在室とし、その他の課室長及び傍聴人は退出してください。

2課（教育改革・企画課、社会教育課）在室

【議案】

第2号議案 大分県立図書館協議会委員の任命について

(岩崎委員長)

それでは、第2号議案「大分県立図書館協議会委員の任命について」提案を求めます。

(説明)

(岩崎委員長)

何かご意見ご質問はありませんか。

(質問、意見)

(岩崎委員長)

それでは、ただ今、提案のありました第2号議案の承認について、お諮りいたします。第2号議案について、承認される委員は挙手をお願いします。

(採決)

第2号議案については、提案どおり承認します。

第3号議案 大分県立歴史博物館協議会委員の任命について

(岩崎委員長)

それでは、第3号議案「大分県立歴史博物館協議会委員の任命について」提案を求めます。

(説明)

(岩崎委員長)

何かご意見ご質問はありませんか。

(質問、意見)

(岩崎委員長)

それでは、ただ今、提案のありました第3号議案の承認について、お諮りいたします。第3号議案について、承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決)

第3号議案については、提案どおり承認します。

【協 議】

①大分県教育功労者表彰について

(岩崎委員長)

それでは、協議の①「大分県教育功労者表彰について」協議をします。

(説明)

(岩崎委員長)

質疑・意見等のある方はお願いします。

(質問・意見等)

(岩崎委員長)

他に何かはございませんか。

それでは、今回の協議の結果を踏まえて、進めてください。

②平成26年度特別支援学校高等部・専攻科入学定員等について

※当初、非公開であったが意思決定がなされたため要旨を公開する。(要旨公開日：1月17日)

(教育委員会事務局)

〈説明概要〉

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">①入学定員 (案)②定員策定の考え方③進学希望調査の結果④聾学校専攻科の学科再編について |
|---|

(教育委員からの意見)

- ・市町村立中学校から特別支援学校(高校)を希望する生徒が多いが、高校は入学者選抜があるので特別支援学校(高校)を希望せざるを得ない生徒が多いということか。

- ・(聾学校) 専攻科の状況は、どのようなものか。
- ・(聾学校) 新設の産業技術科の理容コースの教員は、どのような資格を有しているのか。

(教育委員会事務局)

- ・高校には特別支援学級がないので特別支援学校を希望する生徒や、(特別支援学校から) 就労に向けて希望する生徒がおり、事情は様々である。
- ・(聾学校) 専攻科は、進路指導を行う段階で3つのコースを説明し本人の希望に沿ってコースを選択している。
- ・理容コースは、臨時講師が理容師の資格を有していて、地域で理容店を営む方にも非常勤として専門の授業を担当している。

③平成26年度公立高等学校入学定員について

※当初、非公開であったが意思決定がなされたため要旨を公開する。(要旨公開日：1月17日)

(教育委員会事務局)

〈説明概要〉

①入学定員策定案

※全体で6学級減じる内容、通学区別の定員策定状況の説明

(教育委員からの意見)

- ・(1クラスの) 定員を40人単位でない形で募集することはできるのか。
- ・最下限の学級数を設定している理由は何か。また、ある地域で最下限の学級数の学校があるが、それについては問題はないのか。
- ・(地域によっては) 入学定員率が高く、高校が合格しやすい状況になっている。こういう数字では学力が上がらない。将来的に、定員率を下げた方がいい。

(教育委員会事務局)

- ・(1クラスの) 定員については、国の標準法で40人に定められているため、それ以外は難しい。
- ・最下限の学級数を設定している理由は、(学級数によって) 教員数や生徒の人数に対しての授業開講数、部活数などで条件の差が大きいため最下限を設定している。
- ・地域によっては遠くの学校に行くことができないなどの実情があるため、(最下限の学級数の学校でも) 地域の実情を考慮して学校を残していくことは考えている。

- ・学級減になりそうな学校長の方にはその可能性がある伝え、対応策について学校と教育委員会で意見交換を行っている。

平成25年度第12回大分県教育委員会会議次第

日時 平成25年9月5日(木)

9:15~10:50

場所 教育委員室

1 開 会

2 署名委員の指名

3 議 題

(1) 議 案

第1号議案 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について

第2号議案 大分県立図書館協議会委員の任命について

第3号議案 大分県立歴史博物館協議会委員の任命について

(2) 報 告

①平成26年度大分県公立学校教員採用選考試験「中・高英語」

第2次試験の追加実施について

②平成25年度第3回定例県議会議案に対する教育委員会の意見について

(3) 協 議

①大分県教育功労者表彰について

②平成26年度特別支援学校高等部・専攻科入学定員等について

③平成26年度公立高等学校入学定員について

(4) その他

4 閉 会

第一号議案

平成二十五年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十七条第一項の規定に基づき、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を行った結果に関する報告書を別紙のとおり決定したので、議決を求めらる。

平成二十五年九月五日提出

大分県教育委員会教育長 野 中 信 孝

提案理由

平成二十四年度における教育に関する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行った結果に関する報告書を決定したので提案する。

報告第一号

平成二十五年第三回定例県議会議案に対する教育委員会の意見について

大分県教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則（昭和三十五年大分県教育委員会規則第五号）第三条第一項の規定に基づき、別紙のとおり臨時に代理したので、同条第二項の規定により報告する。

平成二十五年九月五日提出

大分県教育委員会教育長 野 中 信 孝

教委教改第986号

平成25年9月2日

大分県知事 広瀬 勝貞 殿

大分県教育委員会

委員長 岩崎

哲朗



議案に対する教育委員会の意見について(回答)

平成25年8月26日付け財第591号で照会のあった上記のことについて、下記のとおり回答します。

記

原案のとおり提出することに、異議ありません。

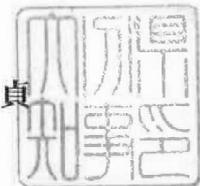
財 第 5 9 1 号

平成 2 5 年 8 月 2 6 日

大分県教育委員会

委員長 岩 崎 哲 朗 殿

大分県知事 広 瀬 勝 貞



議案に対する教育委員会の意見について（照会）

下記のとおり県議会に議案を提出する予定ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定により貴委員会の意見を求めます。

記

1 議 案 名

- ・大分県立学校の設置に関する条例の一部改正について
- ・平成 2 4 年度大分県一般会計歳入歳出決算の認定の関係部分

2 議案提出県議会

平成 2 5 年第 3 回定例県議会

第九十七号議案

大分県立学校の設置に関する条例の一部改正について

大分県立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十五年九月三日提出

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例

大分県立学校の設置に関する条例（昭和三十九年大分県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

別表の高等学校の部の大分県立佐伯鶴岡高等学校の項の次に次のように加える。

| | |
|---------------------------------------|-----------------|
| 大分県立佐伯豊南高等学校（平成二十五年 度に設置されたものをいう。） | 佐伯市大字鶴望二、八五二番地一 |
|---------------------------------------|-----------------|

附 則

この条例は、平成二十五年十月一日から施行する。

理 由

高校改革推進計画に基づき、県立佐伯豊南高等学校及び県立佐伯鶴岡高等学校を発展的に統合して新たに県立佐伯豊南高等学校を設置したいので提出する。

第一百号議案

平成二十四年度大分県一般会計歳入歳出決算の認定について

平成二十四年度大分県一般会計歳入歳出決算は、別冊のとおりにつき、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十三条第三項の規定により、大分県監査委員の意見を付けて、その認定を求める。

平成二十五年九月三日提出

大分県知事 広 瀬 勝 貞

第97号議案

大分県立学校の設置に関する条例の一部改正について

1 改正内容

平成25年10月1日に大分県立佐伯豊南高等学校を設置するため、設置条例の別表の高等学校の部に、次の県立学校の名称及び位置を加える。

| 名 称 | 位 置 |
|----------------------------------|-----------------|
| 大分県立佐伯豊南高等学校（平成25年度に設置されたものをいう。） | 佐伯市大字鶴望2，851番地1 |

2 改正理由

「高校改革推進計画」に基づき、県立佐伯豊南高等学校及び県立佐伯鶴岡高等学校を発展的に統合して、新設高等学校を設置するため。

なお、名称（校名）は、公募した上で平成25年7月30日に開催した教育委員会において「大分県立佐伯豊南高等学校」と決定している。

また、位置（高校の設置場所）は、高校改革推進計画において既設の佐伯鶴岡高等学校の校地（佐伯市）とされている。

3 統合される既設高等学校の取扱い

既設の県立佐伯豊南高等学校及び県立佐伯鶴岡高等学校に在籍する平成25年度以前に入学した生徒に配慮し、在学生在が卒業する平成27年度に設置条例を改正（H28.4.1施行）し、両校を廃止する。

4 施行期日

平成26年4月の開校に向けて、職員を配置して生徒募集や入試関係などの事務を円滑に進める必要があるため、平成25年10月1日から施行する。

○大分県立学校の設置に関する条例（昭和三十九年大分県条例第五十七号） 新旧対照表

| 新 | | 旧 | |
|---|------------------------|----------------------------------|---------------------|
| 別表（第二条関係） 高等学校の部 | | 別表（第二条関係） 高等学校の部 | |
| 名 称 | 位 置 | 名 称 | 位 置 |
| 大分県立高田高等学校 | 豊後高田市玉津一、八三四番地一 | 大分県立高田高等学校 | 豊後高田市玉津一、八三四番地一 |
| （略） | （略） | （略） | （略） |
| 大分県立津久見高等学校 | 津久見市大字津久見三、四八五番地一 | 大分県立津久見高等学校 | 津久見市大字津久見三、四八五番地一 |
| 大分県立津久見高等学校（平成二十三年度に設置されたものをいう。） | 津久見市大字津久見三、四八五番地一 | 大分県立津久見高等学校（平成二十三年度に設置されたものをいう。） | 津久見市大字津久見三、四八五番地一 |
| 大分県立津久見高等学校海洋科学校 | 臼杵市大字諏訪二五四番地一の二 | 大分県立津久見高等学校海洋科学校 | 臼杵市大字諏訪二五四番地一の二 |
| 大分県立佐伯鶴城高等学校 | 佐伯市城下東町七番一号 | 大分県立佐伯鶴城高等学校 | 佐伯市城下東町七番一号 |
| 大分県立佐伯豊南高等学校 | 佐伯市鶴岡町二丁目二番一号 | 大分県立佐伯豊南高等学校 | 佐伯市鶴岡町二丁目二番一号 |
| 大分県立佐伯鶴岡高等学校 | 佐伯市大字鶴望二、八五一番地一 | 大分県立佐伯鶴岡高等学校 | 佐伯市大字鶴望二、八五一番地一 |
| 大分県立佐伯豊南高等学校（平成二十五年に設置されたものをいう。） | 佐伯市大字鶴望二、八五一番地一 | 〔新設〕 | 〔新設〕 |
| 大分県立三重総合高等学校 | 豊後大野市三重町秋葉一、〇一〇番地 | 大分県立三重総合高等学校 | 豊後大野市三重町秋葉一、〇一〇番地 |
| 大分県立三重総合高等学校久住分校 | 竹田市久住町大字栢木五、八〇一番地三二 | 大分県立三重総合高等学校久住分校 | 竹田市久住町大字栢木五、八〇一番地三二 |
| （略） | （略） | （略） | （略） |
| 特別支援学校の部 | | 特別支援学校の部 | |
| （略） | （略） | （略） | （略） |
| 中学校の部 | | 中学校の部 | |
| 大分県立大分豊府中学校 | 大分市大字羽屋六〇〇番地一 | 大分県立大分豊府中学校 | 大分市大字羽屋六〇〇番地一 |

※表中の――（波線）はその部分の学校名の省略を表す。

平成24年度大分県一般会計決算調書

第10款 教育費（教育委員会関係分抜粋）

（単位：円、％）

| 年度 | 予算現額 | 決算額 | 翌年度繰越額 | | | 不用額 | 執行率 |
|-------|-----------------|-----------------|---------|--------------|------|-------------|-------|
| | | | 継続費通次繰越 | 繰越明許費 | 事故繰越 | | |
| 24 | 117,130,736,000 | 116,436,623,452 | 0 | 257,239,000 | 0 | 436,873,548 | 99.6% |
| 23 | 117,489,165,000 | 116,766,995,605 | 0 | 285,577,000 | 0 | 436,592,395 | 99.6% |
| 増減 | △ 358,429,000 | △ 330,372,153 | 0 | △ 28,338,000 | 0 | 281,153 | 0.0% |
| 対前年度比 | 99.7% | 99.7% | — | 90.1% | — | 100.1% | — |

※主な増減理由

- ・施設整備費 △1,118,293千円（県立高等学校の耐震補強工事終了に伴う減）
- ・教職員住宅管理費 687,072千円（教職員住宅の建設償還金の繰上償還に伴う増）

教員採用選考試験（第2次試験）の追加実施について

平成26年度教員採用選考試験につきましては、第1次試験を7月21日（日）に実施し、8月2日（金）に試験結果を発表するとともに、第2次試験につきましても、8月16日（金）から8月23日（金）にかけて実施したところです。

こうした中、8月28日（水）に「中学校英語・高等学校英語」の作問者から、正解に誤りがあるとの報告がありました。原因は、問題作成過程において、問題の修正を行った際に併せて変更すべき正解を修正していなかったというものです。

そこで、29日（木）に人事委員会に再度の採点・集計を依頼し、30日（金）に選考委員会を開催し、中学校英語1名、高等学校英語1名の計2名を追加合格者としました。

また、追加合格者に対しては、お詫びと説明を申し上げ、9月2日（月）に第2次試験を追加実施し、2名とも受験しましたので、報告します。

大分県教育委員会では、試験の公正・公平・透明性確保の観点から、これまで、外部の方々を含め、多くの関係する方々の努力により、試験制度の改革改善に取り組んできたところではありますが、今回このような誤りが生じたことは誠に遺憾に思います。

今回のことを関係する職員全てが肝に銘じ、問題作成過程を見直すのはもちろんのこと、これまでもまして、試験の公正・公平・透明性の確保に努めて参りたいと考えています。